

工場立地法における敷地外緑地等に関するガイドライン

平成25年 2月 1日
桜 川 市

工場立地法運用例規集2-2-3②及び③に基づき、現に設置されている工場等が生産施設の面積を変更する際、工場立地に関する準則に適合するために必要な緑地等を当該工場等の敷地内に確保できない事情がある場合に勧告しないことができる基準については、以下のとおりとする。

1 敷地外緑地等が認められる場合

次の各要件を満たす場合には敷地外緑地等が認められ勧告しないことができる。

(工場立地法運用例規集2-2-3②による規定内容)

- (1) 現に設置されている工場等が生産施設の面積を変更（減少を除く）する場合において、準則に適合するために必要な緑地又は環境施設（以下「緑地等」という。）を当該工場等の敷地内に確保できない事情があること。
- (2) 当該工場等の敷地外の土地に整備される相当規模の緑地等により実質的に緑地等に係る準則が満たされていること。
- (3) 当該敷地外緑地等の整備が当該工場等の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するものと認められる場合であること。

2 各項目の判断基準

(1)-1 対象工場等

① 現に設置されている工場（設置済み工場）とし、新設工場は認めないこと。

ただし、現に設置されている工場で特定工場要件を満たさないものが増改築等で新たに特定工場となる場合については、工場立地法第6条第1項の届出（新設）を行うことになるが、この場合については敷地外緑地等を認めることとする。

② 工場が生産施設の面積を増加させる場合に限ること。

生産施設の面積を増加させずに、敷地内の緑地を減少させ、敷地外に設置することは認められないこと。

(1)-2 緑地等を敷地内に確保できない場合

① 工場が立地する敷地内に原則として未利用部分が無いこと。

未利用部分とは、生産施設、緑地、環境施設、その他（駐車場、倉庫等）に利用されていない部分をいう。

② 工場が立地する敷地内において重複緑地の設置に努めること。

(2) 実質的に緑地等に係る準則が満たされている場合

① 敷地外緑地は、工場立地法施行規則第3条で定義される緑地と同様の規模及び形態であること。

樹木の剪定や除草等、適切に維持管理が行われている緑地とする。

② 緑地率及び環境施設率が工場立地法の準則を充足していること。

緑地率等の算定は、以下の算式により行うこととする。

なお、生産施設率の算定は、敷地外緑地等の敷地面積は含めないものとする。

$$\text{緑地率等} = \frac{\text{工場敷地内の緑地等面積} + \text{敷地外緑地等の面積}}{\text{工場敷地面積} + \text{敷地外緑地等の敷地面積}}$$

③ 敷地外緑地の一部又は全部が重複緑地となることは可とすること。

ただし、重複緑地として認められる面積の上限は敷地内緑地も含む緑地全体の面積の100分の25までとし、かつ敷地全体の面積(敷地外緑地等の面積を含む)の100分の5までとする。

④ 敷地外緑地は原則として自社所有とすること。

ただし、借地への緑地整備や桜川市との協定に基づく公有地への緑地整備等も認めることとするが、この場合においては、新たな植樹等を行うよう努めるものとする。

(3) 周辺の地域の生活環境保持に寄与するものと認められる場合

敷地外緑地が桜川市内または隣接市町内に整備される場合とすること。

3 その他

(1) 工場立地法運用例規集2-2-3③の運用については、経済産業省が定めた「工場立地法における視覚的な緑量による評価導入のためのガイドライン」のとおりとする。

(2) 企業立地促進法第10条に基づき工場立地法の緑地率等の緩和の特例が適用される重点促進区域内については、桜川市で別に基準(ガイドライン)を定めることができるものとする。